

(警察官等けん銃使用及び取扱い規範の一部改正)
第二条 警察官等けん銃使用及び取扱い規範(昭和三十七年國家公安委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め。

改 正 後 前

改 正 後

(拳銃の携帯方法)

第十二条 【略】

- 2 前項本文の方法により、制服又は特殊の被服を着用して拳銃を着装したときは、牛革製の拳銃入れにあつては安全止革を繊鉄に掛けボタンで留め、蓋のボタンを掛けるものとし、樹脂製の拳銃入れにあつては蓋を閉じるものとする。ただし、職務の執行に当たり拳銃の使用が予想されるときは、牛革製の拳銃入れにあつては安全止革及び蓋のボタンは外しておくものとし、樹脂製の拳銃入れにあつては蓋を開けておくものとする。

3 【略】

備考 表中の「」の記載は注記である。

この規則は、平成三十一年三月一日から施行する。

(けん銃の携帯方法)

第十二条 【同上】

- 2 前項本文の方法により、制服又は特殊の被服を着用してけん銃を着装したときは、安全止革を繊鉄に掛けボタンで留め、ふたのボタンを掛けるものとし、職務の執行に当たりけん銃の使用が予想されるときは、安全止革及びふたのボタンは外しておくものとする。

3 【同上】



○消費者庁告示第一号

食品衛生法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第四十六号)の一部の施行に伴い、食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第二十二条第一項の規定に基づき、食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針(平成十五年厚生労働省告示第三百一号)の一部を次の表のように改正し、食品衛生法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成三十一年四月一日)から適用することとしたので、食品衛生法第二十二条第三項の規定に基づき公表する。

平成三十一年二月八日

消費者庁長官 岡村 和美

厚生労働大臣 根本 匠

(傍線部分は改正部分)

第二 監視指導の実施体制等に関する事項

一 (略)

二 厚生労働省、消費者庁、都道府県等その他関係機関相互の連携体制の確保

二 厚生労働省、消費者庁及び他の都道府県等の食品衛生担当部局との連携体制の確保

改

正

後

改

正

前

第二 監視指導の実施体制等に関する事項

一 (略)

二 厚生労働省、消費者庁及び他の都道府県等の食品衛生担当部局との連携体制の確保

都道府県等の監視指導の実施に当たって、厚生労働省、消費者庁及び他の都道府県等との連携を確保することは、特に、都道府県等の区域を超えて広域的に流通する食品等であつて輸入食品等以外のもの(以下「広域流通食品等」という)及び輸入食品等の監視指導において重要である。また、総合衛生管理製造過程の承認を受けた施設への監視指導の実施に当たつては、厚生労働省の地方厚生局との連携を確保することが必要となる。

このため、厚生労働省は、本省と地方厚生局のそれぞれにおいて、都道府県等の食品衛生担当部局との連絡及び連携体制を確保するとともに、広域的な食中毒事案の発生状況

流通食品等に係る違反情報、輸入食品等の輸入時検査における違反情報、輸入者に対する処分内容等について、関係する都道府県等の食品衛生担当部局に情報提供し、必要に応じて連携して対応する。さらに、同省は、食中毒事案の原因調査等について専門的な知見を踏まえて実施できるよう、本省及び地方厚生局と国立感染症研究所及び国立医薬品食品衛生研究所それとの連絡及び連携体制を確保する。

このため、厚生労働省、消費者庁及び地方厚生局においては、都道府県等の食品衛生担当部局との連絡及び連携体制を確保するとともに、広域流通食品等に係る違反情報、輸入食品等の輸入時検査における違反情報、輸入者に対する処分内容等について、関係する都道府県等に情報提供し、必要に応じて連携して対応する。

消費者庁は、都道府県等の食品衛生担当部局等との連絡及び連携体制を確保することも、広域流通食品等に係る違反状況について、関係する都道府県等の食品衛生担当部局等に情報提供し、必要に応じて連携して対応する。

また、都道府県等の食品衛生担当部局は、他の都道府県等の食品衛生担当部局との間において、連絡及び連携体制を確保する。特に、食中毒事案の発生状況や食品の流通状況等を踏まえて、関係する都道府県等の食品衛生担当部局との間においては、より緊密な連絡及び連携体制を確保する。さらに、都道府県等は、食中毒事案の原因調査等について専門的な知見を踏まえて実施できるよう、食品衛生担当部局と地方衛生研究所との連絡及び連携体制を確保する。

三 広域的な食中毒事案発生時の関係機関相互の連携体制の確保

複数の都道府県等が関係する広域的な食中毒事案が発生した場合には、適切に原因調査、情報共有等の対応が行われるよう、関係機関は相互に連携を図りながら協力しなければならない。このため、法第二十一条の三に規定する広域連携協議会を設け、運営することにより、監視指導の実施に当たっての連絡及び連携体制を平常時から整備し、また、広域的な食中毒事案が発生し、必要があると認めるときは、法第六十条の二の規定に基づき、広域連携協議会を開催し、食中毒の原因調査及びその結果に関する必要な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、食中毒患者等の広域にわたる発生又はその拡大を防止するため必要な対策について協議する。

四・五 (略)

第三 都道府県等食品衛生監視指導計画の策定及び監視指導の実施に関する事項

(略)

- 一 重点的に監視指導を実施すべき項目
- 記載する。

(略)

2 食品群ごとの食品供給行程（フードチェーン）を通じた重点監視指導項目

1に掲げる事項に加え、次の表の第一欄に掲げる食品群の区分ごとに、食品供給行程（フードチェーン）の各段階の区分に応じて同表の第二欄から第四欄までに掲げる事項に重点を置いて監視指導を実施する。このうち、同表第二欄の採取、とさつ及び解体、食鳥処理等（採取等の後の保管も含む）の行程に係る事項については、全ての事項について、必要に応じ、農林水産部局と連携して監視指導を実施する。

また、同表に掲げるもののほか、次の事項についても重点的に監視指導を実施する。

添加物（その製剤を含む。以下同じ。）の製造者及び加工者並びにこれを使用する食品の製造者及び加工者による使用添加物の確認の徹底

添加物を使用して製造又は加工した食品についての都道府県等による添加物検査の実施

製造者及び加工者による異物の混入防止対策の徹底
製造者及び加工者による製造段階及び加工段階における低温保管等の温度管理の徹底
食品表示基準の規定に基づくアレルゲンを含む食品に関する表示の徹底のための製造者及び加工者による使用原材料の点検及び確認の徹底

また、都道府県等の食品衛生担当部局は、他の都道府県等の食品衛生担当部局、特に当該都道府県等と隣接する都道府県等との間において緊密な連絡及び連携体制を確保する。

(新設)

三・四 (略)

第三 都道府県等食品衛生監視指導計画の策定及び監視指導の実施に関する事項

(略)

一 重点的に監視指導を実施すべき項目

- 記載する。

(略)

2 食品群ごとの食品供給行程（フードチェーン）を通じた重点監視指導項目

1に掲げる事項に加え、次の表の第一欄に掲げる食品群の区分ごとに、食品供給行程（フードチェーン）の各段階の区分に応じて同表の第二欄から第四欄までに掲げる事項に重点を置いて監視指導を実施する。このうち、同表第二欄の採取、とさつ及び解体、食鳥処理等（採取等の後の保管も含む）の行程に係る事項については、全ての事項について、必要に応じ、農林水産部局と連携して監視指導を実施する。

また、同表に掲げるもののほか、次の事項についても重点的に監視指導を実施する。

添加物（その製剤を含む。以下同じ。）の製造者及び加工者並びにこれを使用する食品の製造者及び加工者による使用添加物の確認の徹底

添加物を使用して製造又は加工した食品についての都道府県等による添加物検査の実施

製造者及び加工者による異物の混入防止対策の徹底
製造者及び加工者による製造段階及び加工段階における低温保管等の温度管理の徹底
食品表示基準の規定に基づくアレルゲンを含む食品に関する表示の徹底のための製造者及び加工者による使用原材料の点検及び確認の徹底

				</td							

野菜、果実、穀類、豆類、種実類、茶等及びこれら加工品(有毒植物及びキノコ類を含む)。	生食用野菜、果実等について肥料等を通じた動物の糞尿由来等の微生物汚染防止の徹底	(略)
厚生労働省、消費者庁、他の都道府県等その他関係機関との連携確保に関する事項	等の衛生管理の徹底	(略)
第二の二を参考として、厚生労働省、消費者庁、他の都道府県等その他関係機関との連携確保について監視指導計画に記載する。	実等の洗浄及び必要に応じた殺菌の要	(略)
広域的な食中毒事案発生時の関係機関との連携確保に関する事項	微生物汚染防止の徹底	(略)
第二の三を参考として、広域的な食中毒事案発生時の関係機関との連携確保について監視指導計画に記載する。	微生物汚染防止の徹底	(略)
農林水産部局等他部局との連携確保に関する事項	微生物汚染防止の徹底	(略)
第二の四を参考として、農林水産部局等他部局との連携確保について監視指導計画に記載する。なお、具体的な取組の例としては以下のようなものが考えられる。	微生物汚染防止の徹底	(略)
試験検査実施機関の体制の整備等に関する事項	微生物汚染防止の徹底	(略)
第二の五を参考として、各試験検査実施機関の体制の整備等に関する事項について監視指導計画に記載する。	微生物汚染防止の徹底	(略)
一者取締りの実施に関する事項	微生物汚染防止の徹底	(略)
細菌性食中毒が多発する夏期及び食品流通量が増加する年末においては、厚生労働省及び消費者庁が示す方針を踏まえて、監視指導を重点的に実施する。	微生物汚染防止の徹底	(略)
このほか、特定の違反事例が頻発するなど、食品衛生に係る問題が発生し、かつ、全国一斉に同一の事項を対象とした監視指導の実施が必要な場合は、隨時、厚生労働省及び消費者庁が示す方針を踏まえて、監視指導を実施する。	微生物汚染防止の徹底	(略)
食中毒等健康危害発生時の対応に関する事項	微生物汚染防止の徹底	(略)
食中毒発生時の対応については、法第五十八条から第六十条までの規定並びにこれらの規定に基づく政令及び省令並びに関係通知に基づき、適切に原因究明及び健康危機管理対策を実施する。発生時の対策としては、必要に応じ、薬事監視、医療監視、水道担当部局等関係部局への迅速な情報提供及び当該関係部局との密接な連携を図るとともに、被害拡大防止のため、迅速な原因究明調査の実施、必要な情報の迅速な公表等が必要である。	微生物汚染防止の徹底	(略)
また、広域的な食中毒事案が発生し、法第六十条の二の規定に基づき、広域連携協議会が開催されたときは、当該協議会を活用し、食中毒の原因調査及びその結果に関する必要な情報と共に、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、食中毒患者等の広域にわたる発生又はその拡大を防止するために必要な対策について協議する。	微生物汚染防止の徹底	(略)

野菜、果実、穀類、豆類、種実類、茶等及びこれら加工品(有毒植物及びキノコ類を含む)。	生食用野菜、果実等について肥料等を通過した動物の糞尿由来等の微生物汚染防止の徹底	(略)
厚生労働省、消費者庁、他の都道府県等その他関係機関との連携確保に関する事項	等の衛生管理の徹底	(略)
第二の二を参考として、厚生労働省、消費者庁、他の都道府県等その他関係機関との連携確保について監視指導計画に記載する。	実等の洗浄及び必要に応じた殺菌の要	(略)
広域的な食中毒事案発生時の関係機関との連携確保に関する事項	微生物汚染防止の徹底	(略)
第二の三を参考として、広域的な食中毒事案発生時の関係機関との連携確保について監視指導計画に記載する。	微生物汚染防止の徹底	(略)
農林水産部局等他部局との連携確保に関する事項	微生物汚染防止の徹底	(略)
第二の四を参考として、農林水産部局等他部局との連携確保について監視指導計画に記載する。なお、具体的な取組の例としては以下のようなものが考えられる。	微生物汚染防止の徹底	(略)
試験検査実施機関の体制の整備等に関する事項	微生物汚染防止の徹底	(略)
第二の五を参考として、各試験検査実施機関の体制の整備等に関する事項について監視指導計画に記載する。	微生物汚染防止の徹底	(略)
一者取締りの実施に関する事項	微生物汚染防止の徹底	(略)
細菌性食中毒が多発する夏期及び食品流通量が増加する年末においては、厚生労働省及び消費者庁が示す方針を踏まえて、監視指導を重点的に実施する。	微生物汚染防止の徹底	(略)
このほか、特定の違反事例が頻発するなど、食品衛生に係る問題が発生し、かつ、全国一斉に同一の事項を対象とした監視指導の実施が必要な場合は、隨時、厚生労働省が示す方針を踏まえて、監視指導を実施する。	微生物汚染防止の徹底	(略)
食中毒等健康危害発生時の対応に関する事項	微生物汚染防止の徹底	(略)
食中毒発生時の対応については、法第五十八条から第六十条までの規定並びにこれらの規定に基づく政令及び省令並びに関係通知に基づき、適切に原因究明及び健康危機管理対策を実施する。発生時の対策としては、必要に応じ、薬事監視、医療監視、水道担当部局等関係部局への迅速な情報提供及び当該関係部局との密接な連携を図るとともに、被害拡大防止のため、迅速な原因究明調査の実施、必要な情報の迅速な公表等が必要である。	微生物汚染防止の徹底	(略)
また、広域的な食中毒事案が発生し、法第六十条の二の規定に基づき、広域連携協議会が開催されたときは、当該協議会を活用し、食中毒の原因調査及びその結果に関する必要な情報と共に、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、食中毒患者等の広域にわたる発生又はその拡大を防止するために必要な対策について協議する。	微生物汚染防止の徹底	(略)